

一般社団法人 メディカル RPA 協会
会員規則

第1条(目的)

一般社団法人メディカル RPA 協会会員規約(以下「本規約」という。)は、一般社団法人メディカル RPA 協会(以下「本会」という。)の会員の種別、入会、退会及び会員の権利、義務、並びに本会と会員との間の基本的事項に関して定める。

第2条(会員種別、資格取得)

1. 本会の会員は、正会員・賛助会員・名誉会員とする。

(1)正会員 : 医療従事者を対象とする、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2)賛助会員として、以下の種類の会員を置く。

協力会員 : RPA 等のツール販売のパートナーとなる個人又は団体

賛助会員 : 医療業界に関係する本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

特別会員 : 当法人に功労のあった者で理事会又は社員総会において推薦された者

ベンダー会員: RPA 等のツールを提供する個人又は団体

(3)名誉会員 : 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2. 正会員は、原則として医療機関等の医療関係者から、協力会員・賛助会員・ベンダー会員は一般から、それぞれ募集するものとし、入会しようとする者(以下「申込者」という。)は、理事会が別に定める入会申込書を提出しなければならない。かかる申込みは、本会ウェブサイトを通じて行なうことができる。

3. 前項の申込みをした者は、理事会の承認を受け、承認に関する通知を電子メールによりかかる通知を受信した時に会員となる。なお、本会から第5条規定の会費等の請求があったときは、理事会が入会を承認したものとみなす。

第3条(会員の入会資格、審査)

1. 申込者は、入会に際し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 理事会は、以下の事項を考慮して、申込者の入会を審査する。

本会の設立趣旨に賛同していること。

(1) 申込者が行う事業活動又は申込者が所属する団体の事業活動において、料金体系の透明性を確保していること。

(2) 申込者が行う事業活動又は申込者が所属する団体の事業活動において、カスタマーに対してサービス形態に応じた本人認証制度を設けていること。

(3) 申込者が行う事業活動又は申込者が所属する団体の事業活動において、カスタマーからのクレームの受付窓口を設置し、然るべき対応業務を実施していること。

(4) 申込者が行う事業活動又は申込者が所属する団体の事業活動において、過去の行政指導の有無について報告していること。

(5) 申込者が行う事業活動又は申込者が所属する団体の事業活動において、コンプライアンス(法令順守)の体制を整え、契約者との間に反社会的勢力の排除条項を設置していること。

(6) その他本会の会員として適切であると理事会が判断する者であること。

第4条(反社会的勢力の排除)

1. 申込者及び会員は、本会に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 申込者及び会員並びにその取引先(申込者及び会員が行う事業活動又は申込者及び会員が所属する団体の事業活動において、事業活動の相手方をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 申込者及び会員並びにその取引先の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員となるものでないこと。
 - (4) 会員である間に、第三者を利用して、本会に対して次の行為をしないこと。
 - ア 本会に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて本会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 本会は、会員について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、当該会員を除名することができる。
 - ア 前項①又は②に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項③に反し入会をしたことが判明した場合
 - ウ 前項④に反した行為をした場合
3. 会員は、本会に対し、会員又は第三者をして会員たる地位に基づきいかなる権利をも反社会的勢力のために供しないことを確約する。
4. 本会は、会員が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、当該会員を除名することができる。
5. 第2項又は第4項の規定により除名された場合には、当該除名された者は、除名により損害が生じた場合であっても、本会に対し一切の請求をすることができない。

第5条(会員の会費、特典、義務)

1. 正会員は、その種別に応じて、別表1に定める年会費を2年目以降毎年納入しなければならない。原則として1年分一括して会費を納めなければならない。ただし、初年度は無償とする。
2. 別表1に定めが無い医療関連機関の年会費は、別途理事会で協議の上、決定する。
3. 正会員は、事前に承諾することを条件に、RPA ロボットファイルを本会に提供する。
4. 正会員は、本会が提供する RPA ロボットファイル等を利用できる。
5. 正会員は、RPA ロボットファイルを5個以上提供することにより、次年度の年会費を無償にする。また3個以上提供することにより、次年度の会費を半額にする。
6. 正会員は、本会が認めた RPA 製品の購入ができる。
7. 協力会員、賛助会員、ベンダー会員は、その種別に応じて、別表1に定める年会費を毎年納入しなければならない。原則として1年分一括して会費を納めなければならない。
8. 協力会員、賛助会員、ベンダー会員は、本会が提供する特典を毎年利用することができる。本会は、随時、その特典について見直しを行い、本会ウェブサイトを通じて協力会員、賛助会員、ベンダー会員に対して通知を行なうことにより、その内容を変更することができる。

9. 協力会員は、本会が認めた RPA 製品の販売ができる。
10. 会員は、入会の際に届け出た内容に変更が生じた場合は、その都度事務局に届け出るものとする。
11. 会員は、申込日より1年間有効とする。ただし、有効期限1カ月前までに退会届の提出がない限り、1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

別表 1: 年会費

会員種別	病床数、職員数、店舗数、施設数	年会費
正会員 (医療機関)	600以上	¥30,000
	400以上600未満	¥25,000
	200以上400未満	¥20,000
	20以上200未満	¥15,000
	0以上20未満(診療所)	¥5,000
正会員 (医療団体)	50,000以上	¥50,000
	25,000以上50,000未満	¥30,000
	25,000未満	¥10,000
正会員 (調剤薬局)	1000以上	¥100,000
	500以上1000未満	¥50,000
	100以上500未満	¥25,000
	50以上100未満	¥10,000
	1以上50未満	¥5,000
正会員 (介護施設)	1000以上	¥50,000
	500以上1000未満	¥25,000
	100以上500未満	¥15,000
	50以上100未満	¥10,000
	1以上50未満	¥5,000
会員種別	エリア	年会費
協力会員 (医療関連企業)	全国	¥300,000
協力会員 (非医療関連企業)	全国	¥600,000
賛助会員	-	¥900,000
特別会員	-	¥0
バンダー会員	-	¥1,200,000

第6条(会員の任意退会、除名)

1. 会員は、理事会において本会ウェブサイトを通じて退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 本会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第7条(その他会員資格の喪失)

会員は、前条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。(正会員及び名誉会員を除く)
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

第8条(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

1. 会員は、前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、会員が会員資格を有する間に負担し、又はその時点までに行なわれた行為を起因として負担する本会に対する義務等(未払いの会費、本会の免責等を含むがこれらに限られない。)については、会員資格の喪失により消滅しない。
2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、理由の如何にかかわらず、これを返還しない。

第9条(有志活動)

会員は、本会の名称等を使用して独自に活動を行なおうとする場合、事前に理事会の承認を得なければならない。理事会は、本会の名称等の使用について承認する場合、必要な条件等を付し、またそれらの活動を支援することができる。

第10条(知的財産権)

1. 会員は、本会が権利を有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権(以下、「知的財産権」という。)を尊重するものとし、本会からその使用について事前に書面による許諾を得た場合を除き、これを無断で使用してはならない。
2. 本会は、本会の活動に関連してレポート等の成果物を作成する場合、その成果物の著作権は、本会に帰属する。会員が本会の活動に関連して行った発言等、又は本会に提供した資料等の情報(以下「提供情報」という。)が本会の作成する成果物に含まれる場合、会員は、本会が成果物の利用(使用、複製、改変、翻訳、翻案、口述、展示、上映、頒布、再使用許諾、その他著作物に関する一切の利用を含む。)に必要な範囲内において、本会が対価の支払いを要することなく、会員の事前承諾の上、当該提供情報を自由に利用することを許諾する。
3. 会員は、提供情報が第三者の著作権等の対象となる場合には、事前に第三者から必要な許諾を得なければならない。提供情報が第三者の著作権等を侵害することを理由として紛争が生じた場

合、当該提供情報を提供した会員は、当該紛争を解決する為に本会に対して必要な協力をを行い、これにより本会に生じた費用、損害等を補償する。

4. 会員は、本会の活動を通じて、知的財産権の対象となる発明、考案、その他の創作等を行なった場合、その権利の帰属及び権利化の措置等について、本会と必要な協議を行なう。

第 11 条(個人情報保護)

本会は、会員から本会の活動に関連して個人情報を取得し、利用する場合、本会に適用される法令及び本会が別に定める個人情報保護方針を遵守し、最大限の注意を払って慎重に取り扱う。

第 12 条(機密保持)

本会及び会員は、本会の活動に関連して、他の者から機密保持を条件に提供された情報(以下「機密情報」という。)については、これを厳に機密として保持し、機密情報を提供した者から事前に承諾を得た場合を除き、これを第三者に開示してはならない。

第 13 条(免責・損害賠償)

1. 本会は、本会が提供する情報の正確性及び完全性、並びにこれを利用することによって生じる結果等について何らの保証をするものではない。会員は、本会の活動に関連して取得する情報等について、自らの判断により、その利用等を決定するものとし、本会はこれらに起因する損害について一切責任を負わない。

2. 前項の規定に拘わらず、本会が会員に対して損害賠償責任を負担しなければならない場合、本会は、その原因の如何にかかわらず、間接損害、特別損害、逸失利益及び軽過失に基づく損害については、予見の有無に拘わらず、責任を負わない。

第 14 条(会員規約の閲覧、追加・変更)

1. 本規約は、本会のウェブサイトに掲載し、会員の閲覧に供するものとする。

2. 本規約は、本会の定款により社員総会の決議事項とされている事項を除き、本会の理事会の決議により、会員の事前の承諾なしに随時追加、変更することができる。本会は、本規約を改定した場合、改定された規約を速やかにウェブサイトに掲載することにより、会員に通知する。変更された規約は、本会のウェブサイトに掲載された時点で効力が発生し、以後会員は変更された規約に拘束される。

第 15 条(準拠法・合意管轄裁判所)

本規約は、日本法に基づいて解釈・適用され、本会と会員との間に紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、令和二年 7 月 10 日から施行する。